

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長森喜朗氏の女性蔑視発言に抗議し、
男女共同参画社会の実現を目指す会長声明

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長の森喜朗氏は、今月3日の日本オリンピック委員会（JOC）の臨時評議員会において、スポーツ庁がまとめた競技団体の運営指針「ガバナンスコード」に沿いJOCが全理事のうち女性の割合を40%以上にするを目標としていることについて、「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかる」「女性っていうのは競争意識が強い。誰か1人が手をあげていうと、自分もいわなきゃいけないと思うんでしょね。」「女性の数を増やしていく場合は、発言の時間をある程度、規制をしていかないとなかなか終わらないで困ると誰かが言っていた」旨の発言を行いました。森氏は、翌4日に開いた記者会見で、「五輪・パラリンピックの精神に反する不適切な表現だった」として発言を撤回して陳謝しましたが、多くの市民や政財界、国際機関、海外メディアなどから大きな批判が巻き起こっています。

日本では、憲法14条によって性別による差別が禁じられ、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法によってあらゆる分野での男女共同参画が求められています。日本政府は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げ、2020年までには達成できませんでしたが、できるだけ早急に達成することを目指しているところです。国連はSDGsの1つに「ジェンダー平等の実現」を謳っています。オリンピック憲章は、「オリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」と定め（オリンピズム根本原則第6項）、国際オリンピック委員会（IOC）はジェンダー平等の実現に向け取り組みを進めています。

森氏の発言は、こうした国内外のジェンダー平等に向けた取り組みの方向性と完全に逆行し、女性を蔑視する何の科学的根拠もない差別発言であり、到底許されません。撤回されたとはいえ、こうした差別発言が、オリンピック大会の国内組織のトップである公人からなされたことは深刻で、看過できません。日本において、こうした公人による女性差別発言が繰り返され、厳しく咎められることなくうやむやにされてきたことが、日本における女性差別の解消を遅らせ、日本のジェンダーギャップ指数を後退させ続けている背景にあると考えます。

当会は、「性別や性的指向、性自認によって差別されず、私たちの誰もが自分らしく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること」が極めて重要であり、そうした社会の実現に向け役割を果たしていくため、2020年6月26日「宮崎県弁護士会男女共同参画・性の多様性尊重宣言」を発表しました。当会は、今般の森氏の女性蔑視発言に抗議するとともに、女性が社会のあらゆる分野の指導的地位に進出し、対等に発言して政策決定に関与していくことを支援し、男女共同参画社会の実現に向け一層努力を続けていきます。

2021年（令和3年）2月10日
宮崎県弁護士会 会長 成見 暁

